

第一ハウジング㈱ オーナーセミナー開催のご案内

蒸し暑い日が続いておりますが、皆様ますますご清栄のことと存じます。

さて、平成23年7月15日、最高裁で「更新料の有効判決」が出されました。オーナーの皆様はじめ、不動産業界はみな「ホッ」としています。

ただし、判決によると「更新料の額が賃料の額、賃貸借契約がこうしんされる期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り…」とあり、言い換えれば、特段の事情があれば更新料は無効になってしまうわけです。

今回は、この「特段の事情」について、具体例を交えながら、判決内容を分かりやすく解説させていただきます。

「更新料をしっかりともらえるにはどうすればよいのか」

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

■ 日時 平成23年9月24日(土) 13:30 受付 14:00 開始 16:30 終了

■ 場所 ミューザ川崎 第2研修室

■ メインテーマ 「～更新料はすべて有効か～」

第一部「最近の賃貸住宅市場の動向とその対応策」

株式会社リクルート 住宅カンパニー



首都圏・関西・東海賃貸営業部 神奈川グループ 砂田 恵孝氏



第二部「更新料最高裁判決を読み解く」

株式会社財産ドック 不動産コンサルタント 加藤 豊

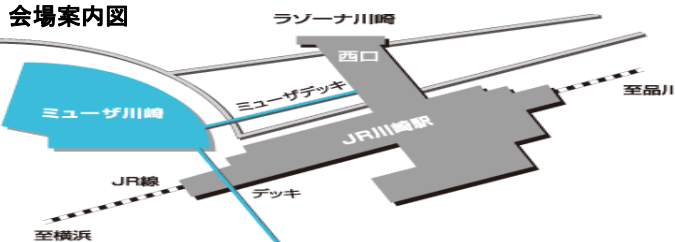
ファイナンシャルプランナー 賃貸不動産経営管理士



■ 参加費 ￥500円(税込) (参加費は当日受付にてお支払いいただきます。)

◆ ご参加された方には「小規模宅地の評価減の改正について」
(税理士法人タクトコンサルティング：制作・著作・発行)を贈呈いたします。

会場案内図



ミューザ川崎 第2研修室

川崎駅西口 徒歩1分

〒212-8557 川崎市幸区大宮町 1310

TEL044-520-0200 FAX: 044-520-0103

氏名	住所	電話番号

セミナーへのお申込み・お問い合わせは… 第一ハウジング㈱までお問い合わせください。

TEL : 044-541-5000 FAX : 044-541-5222 e-mail : info@machikado.co.jp



主催：第一ハウジング株式会社

TEL : 044-541-5000 FAX : 044-541-5222 HP : <http://www.machikado.co.jp/>

共催：株式会社財産ドック

TEL:044-541-1121 FAX:044-542-2860 e-mail:info@zaisandoc.co.jp HP: <http://www.zaisandoc.jp/>

